

# 法医学に関する教育研究の実施状況調査

## 文部科学省医学教育課

平成24年5月  
(平成24年10月一部更新)

### 大学における司法解剖、行政解剖、承諾解剖の実施件数（平成23年度）

区分	司法解剖		行政解剖		承諾解剖	
	実施 大学数	実施 件数	実施 大学数	実施 件数	実施 大学数	実施 件数
国立 (42大学)	42	5,414	2	1,101	33	525
公立 (8大学)	8	1,041	1	1	5	44
私立 (29大学)	25	2,136	6	450	15	999
計 (79大学)	75	8,591	9	1,552	53	1,568

22年度より216件増加

# 法医学に関する講座の設置状況

平成24年5月 文部科学省医学教育課調べ

## 【法医学に関する講座等の設置状況】

・医学部を置く**79大学(国立42大学、公立8大学、私立29大学)**すべてに**法医学に関する講座が設置**されている。

## 【法医学に関する講座等において教授不在の大学】 ※H 23. 5 時点は6大学

No	大学名	不在となった時期	今後の見通し(公募状況、採用予定時期)
1	大阪大学	平成24年4月1日	現在選考中
2	佐賀大学	平成19年12月31日	平成20年11月1日付けで教授定員により准教授を採用し、現在に至っている。今後は状況に応じて教授選考を行う予定であるが時期は今のところ未定。
3	長崎大学	平成24年4月1日	5月11日まで公募の延長をおこなった。選考が順調に進めば、平成24年11月1日付けでの採用となる。
4	自治医科大学	平成16年より准教授、助教の2名定員である	准教授を学内教授として運用している。
5	順天堂大学	平成6年4月1日以降	現在、教授選考中。(近々、決定予定) 教授が決定次第、他の常勤教員を採用予定。
6	東京医科大学	平成22年4月1日	現在、MDの准教授の昇任を含め検討中。
7	日本大学	平成20年4月1日	選考を実施したが、現在も不在の状況が継続している。
8	川崎医科大学	平成15年10月1日(講座開設時)から不在	なし
9	産業医科大学	平成24年4月1日	未定

2

# 司法解剖、行政解剖、承諾解剖を実施している教員等数

H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

雇用形態 区分	教員 (非常勤を除く)				大学院生等 (研究生含む)				職員 (解剖補助員等)		
	計	医師	歯科 医師	左記 以外	計	医師	歯科 医師	左記 以外	計	常勤	非常 勤
国立	139	83	4	52	68	34	4	30	126	62	64
公立	34	19	0	15	18	3	4	11	21	9	12
私立	122	49	7	66	61	20	5	36	76	68	8
計 (A)	295	151	11	133	147	57	13	77	223	139	84
一大学当 たりの人数 (A/79大学)	3.73	1.91	0.14	1.68	1.86	0.72	0.16	0.97	2.82	1.76	1.06

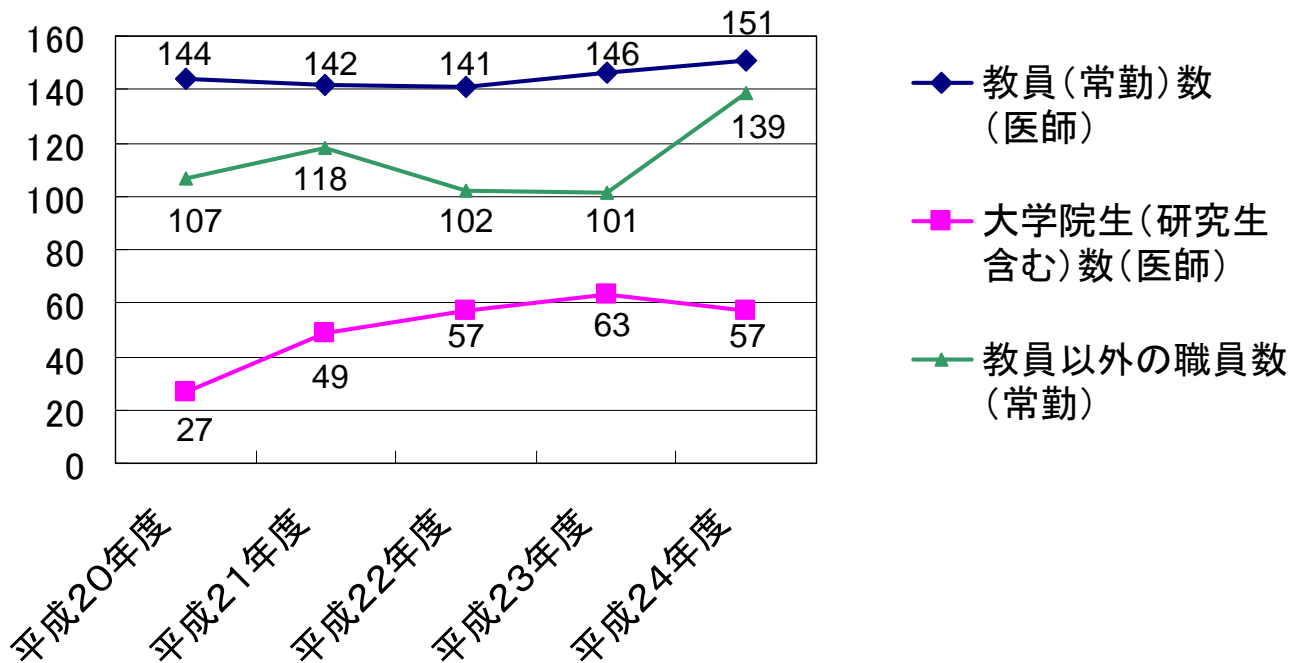
1大学あたりの医師数は2人以下  
(1大学あたりの司法・行政・承諾解剖件数は148件)

1大学あたりの大学院生  
等は1人にも満たない

3

## 司法解剖、行政解剖、承諾解剖を実施している 医師免許を取得している教員等数（推移）

医師免許を持つ常勤教員数と大学院生数は**横ばい**。



## 法医学に関する講座等及び司法解剖、行政解剖、承諾解剖を実施している教員等数

○教員（常勤）数及び大学院生（研究生含む）数

（単位：人）

区分	教授			准教授			講師			助教			助手			その他			計			大学院生等（研究生含む）		
	医師	歯科医師	医師・歯科医師以外	医師	歯科医師	医師・歯科医師以外	医師	歯科医師	医師・歯科医師以外	医師	歯科医師	医師・歯科医師以外	医師	歯科医師	医師・歯科医師以外	医師	歯科医師	医師・歯科医師以外	医師	歯科医師	医師以外	医師	歯科医師	医師・歯科医師以外
国立	39	0	0	8	1	14	7	0	5	27	3	29	1	0	2	1	0	2	83	4	52	34	4	30
公立	9	0	0	2	0	3	2	0	2	5	0	8	1	0	0	0	0	2	19	0	15	3	4	11
私立	23	0	1	9	1	9	8	6	17	7	0	33	0	0	4	2	0	2	49	7	66	20	5	36
計	71	0	1	19	2	26	17	6	24	39	3	70	2	0	6	3	0	6	151	11	133	57	13	77
合計	72			47			47			112			8			9			295			147		

○教員以外の職員数

（単位：人）

区分	解剖補助員		研究補助員		その他		事務職員		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
国立	34	9	13	23	5	4	10	28	62	64
公立	2	1	4	0	1	3	2	8	9	12
私立	31	0	21	3	3	0	13	5	68	8
計	67	10	38	26	9	7	25	41	139	84
合計	77		64		16		66		223	

## 法医人材養成のための特別な教育コース一覧

No.	大学名	コース名	コース導入年月	履修期間	過去3年間の新規受入れ人数			法医に特化
					22年度	23年度	24年度	
1	筑波大学	法医学レジデントコース	平成24年4月	医師後期研修(3年)、大学院1~4年次	—	—	0	○
2	東京医科歯科大学	研究者養成コース	平成23年4月	医学部2~6年次、大学院1~3年	—	0	0	
3	滋賀医科大学	法医解剖実習コース	平成3年4月	通年	3	5	3(予定)	○
4	山口大学	高度学術医育成コース・SCEA	平成22年4月	医学部3~6年次、大学院1~2年次	1	0	0	○
		高度学術医育成コース・AMRA	平成22年4月	医学部3~6年次、大学院1~2年次	0	1	0	
5	長崎大学	研究医コース	平成22年4月	医学部4~6年次、大学院1~4年次	2	3	2	
6	順天堂大学	基礎医学研究者養成プラン	平成22年4月	医学部1~6年、大学院1~2年	0	0	0	
合 計					6	9	5	

※ 法医を希望する受入れ人数のみ。 **6**

※平成24年5月文部科学省医学教育課調べ

## 卒業後一定期間の法医としての従事を条件とする奨学金制度がある大学一覧

No.	大学名	制度名	実施主体	導入年度	貸与額	返還免除の要件	法医に特化	過去3年間の新規貸与人数			合計
								22年度	23年度	24年度	
1	山口大学	高度学術医育成コース・SCEA	医学科	22年度	月額5万円	大学院修了後、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間中に貸与を受けた期間と同じ期間(最大6年間)を研究医として従事。	○	1	0	0	1
2	長崎大学	長崎大学医学部奨学金	長崎大学	22年度	月額10万円	給付のため、返還免除の要件はない。		2	2	2	6
3	長崎大学	医学部研究医コース奨学金	長崎大学	22年度	月額5万円	給付のため、返還免除の要件はない。		1	1	0	2
4	和歌山県立医科大学	修学奨励金(基礎医学研究者用)	和歌山県立医科大学	18年度	月額5万円又は月額10万円より選択	本学基礎医学教室において教職に就き5年以上在籍した場合、全額免除。		0	0	0	0
合 計								4	3	2	9

平成24年5月 文部科学省医学教育課調べ

## 法医学に関連するセンター等（Aiセンター、法医学教育センター等）の設置状況

No.	大学名	センター等の名称	設置年月
1	東北大学	Aiセンター	平成21年5月
2	群馬大学	オートプシー・イメージングセンター	平成20年10月
3	福井大学	Aiセンター	平成23年5月
4	三重大学	三重大学Aiセンター	平成21年9月
5	島根大学	Aiセンター	平成23年6月
6	長崎大学	死因究明専門医育成センター	平成23年2月
7	大分大学	医学部基礎医学画像センター	平成22年6月

平成24年5月 文部科学省医学教育課調べ

8

## 法医学講座において、死亡時画像診断を活用した死因究明を目的として 専有のCT、MRI等を導入している大学

No.	大学名	機器の種類	導入年度	現有台数
1	秋田大学	CT	平成22年度	1
2	群馬大学	CT	平成20年度	1
3	千葉大学	CT	平成17年度	1
4	福井大学	CT	平成22年度	1
		MRI	平成22年度	1
5	京都大学	CT	平成23年度	1
6	大阪大学	CT	平成21年度	1
7	香川大学	CT	平成22年度	1
8	長崎大学	マルチスライスヘリカルCTシステム	平成22年度	1
9	大分大学	CT	平成21年度	1
10	札幌医科大学	CT	平成22年度	1
11	京都府立医科大学	CT	平成21年度	1
12	大阪市立大学	CT	平成21年度	1
13	和歌山県立医科大学	CT	平成23年度	1
14	岩手医科大学	CT	平成23年度	1
15	東京女子医科大学	デジタルX線撮影装置	平成22年度	1
16	近畿大学	CT	平成21年度	1

H24年5月

文部科学省医学教育課調べ

CT、MRTを  
導入している大学数

国立	9
公立	4
私立	3
合計	16

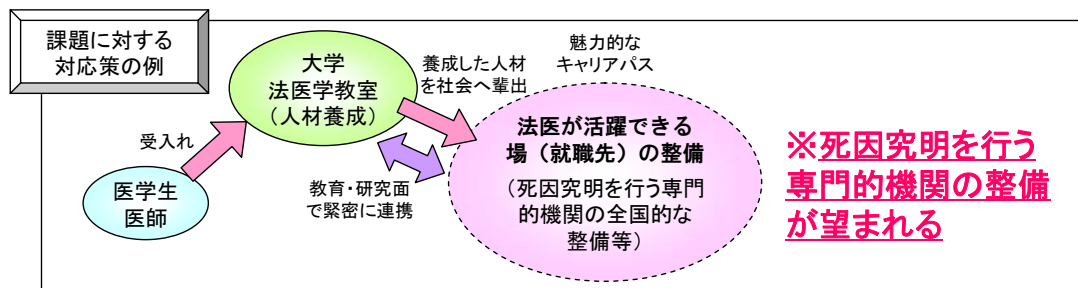
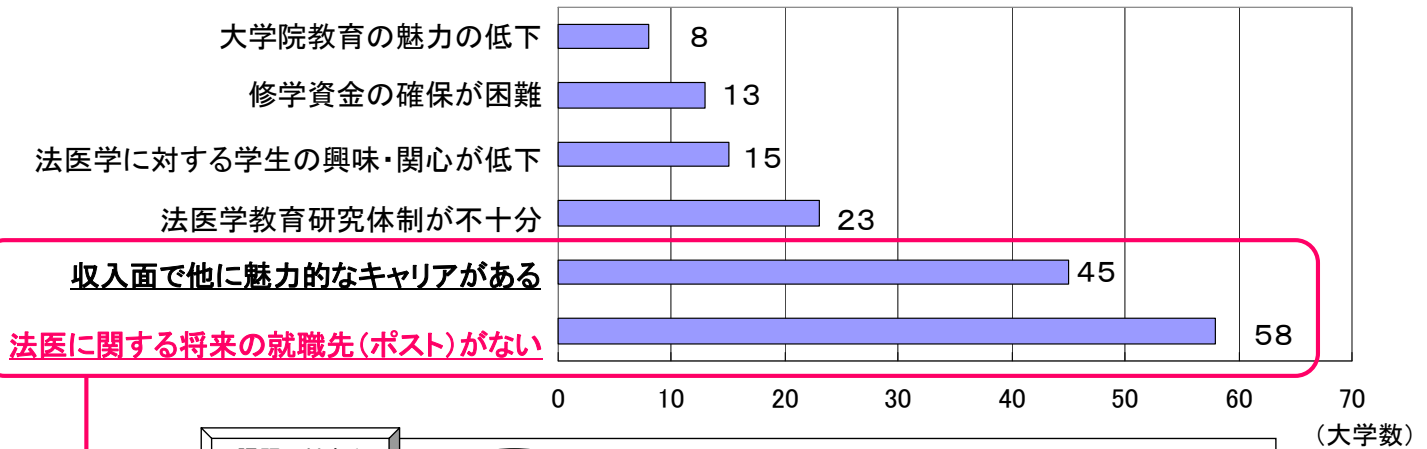
9

# 法医学人材養成の課題（各大学調査）

平成24年5月文部科学省医学教育課調べ

- ・医学部医学科を置く79大学にアンケート調査
- ・調査方法：項目の中から法医学を担う医師が増えない要因として考えられる項目を3つ以内で選択

法医学を担う医師が増えない要因



※法医学研究所の設置・運用に係る事務は、警察庁と厚生労働省が共管  
「犯罪死の早発見・防止に資する死因究明制度の在り方について(最終取りまとめ)」(H23.4)より

## 法医学に関する教育研究に関する各大学の取組状況（主なもの）

※ほか多数の取組

H24.5 文部科学省医学教育課調べ

### <教育方法に関する取組>

- ◇法医学人材養成のための特別コースの開設
- ◇科学警察研究所見学、監察医務院見学、医療裁判傍聴、法医学会に参加・発表、法医解剖見学・体験実習、少人数教育、セミナー開催、等を実施
- ◇法医学自主学習用e-learningを運営(滋賀医科大)
- ◇学生に対する啓発のため、海外法医学教室への留学援助(滋賀医科大)
- ◇法中毒関連の機器と人材の充実に努め、学生に対する強力な宣伝効果となった(東北大)

### <ポストの確保に関する取組>

- ◇大学院生を助教として採用し、法医解剖医を養成(群馬大)
- ◇指導的立場で活躍できる法医解剖医育成のため、大学院修了医師を法医学講座の資金で特命助教に採用(琉球大)
- ◇基礎医学系非常勤講師枠(法医学を含む)の新設(大阪市立大)

### <死因究明に関する取組>

- ◇救急部へ死因情報のフィードバック(千葉大)
- ◇実務の人手不足を補うため、名誉教授にボランティアでお手伝い頂いている(旭川医科大)

### <法医学に関する普及啓発活動>

- ◇他機関の実習見学等に協力
- ◇社会における法医学に対する理解を深めるための講演等

## ＜教育方法に関する課題＞

- ◇入学後早期から特別コースを履修させること
- ◇法医を初期臨床研修の中に組み入れること
- ◇全国一律の指導マニュアルやガイドラインが必要
- ◇解剖数が増加し、1つの事例を深く議論する時間が少ない
- ◇数の議論だけでなく、質の議論も必要

## ＜教員の負担に関する課題＞

- ◇法医解剖医が不足している
- ◇死因究明実務に忙殺され、教育・研究が滞り、時間外勤務でプライベートにも甚大な影響
- ◇人件費削減で技術職員が配置されなくなり、教授が下準備をしなければいけない
- ◇歯科医師の参入を促進する必要（検案等）

## ＜魅力面での課題＞

- ◇臨床医に比べて収入が低い
- ◇法医学教室の多忙さを見た学生は、魅力ある職場とは感じてくれない
- ◇キャリアパスが示せないなので、モチベーションを大きく下げている
- ◇死因究明を大学の社会貢献として教員の業績として評価すべき

## ＜ポストに関する課題＞

- ◇大学以外の就職先がほとんどない
- ◇各都道府県に監察医務院のような施設を設置すること
- ◇臨床でいう医員のようなポストが必要
- ◇解剖（病理形態）、薬毒物分析、個人識別（遺伝子）の専門家が各機関に必要

# 歯科法医学に関する教育研究の実施状況調査

文部科学省医学教育課

平成24年5月

# 歯科法医学に関する講座等について（平成24年度）

H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

## ○歯科法医学に関する講座等の設置状況

No.	大学名	講座等名
1	東京医科歯科大学	医歯学系専攻環境社会医歯学講座法歯学分野
2	明海大学	病態診断治療学講座歯科法医学分野
3	東京歯科大学	法歯学講座、法人類学研究室
4	日本大学	歯学専攻法医学
5	日本歯科大学	歯科法医学
6	神奈川歯科大学	法医歯科学専攻社会歯科学講座法医学分野
7	鶴見大学	法医歯学研究室

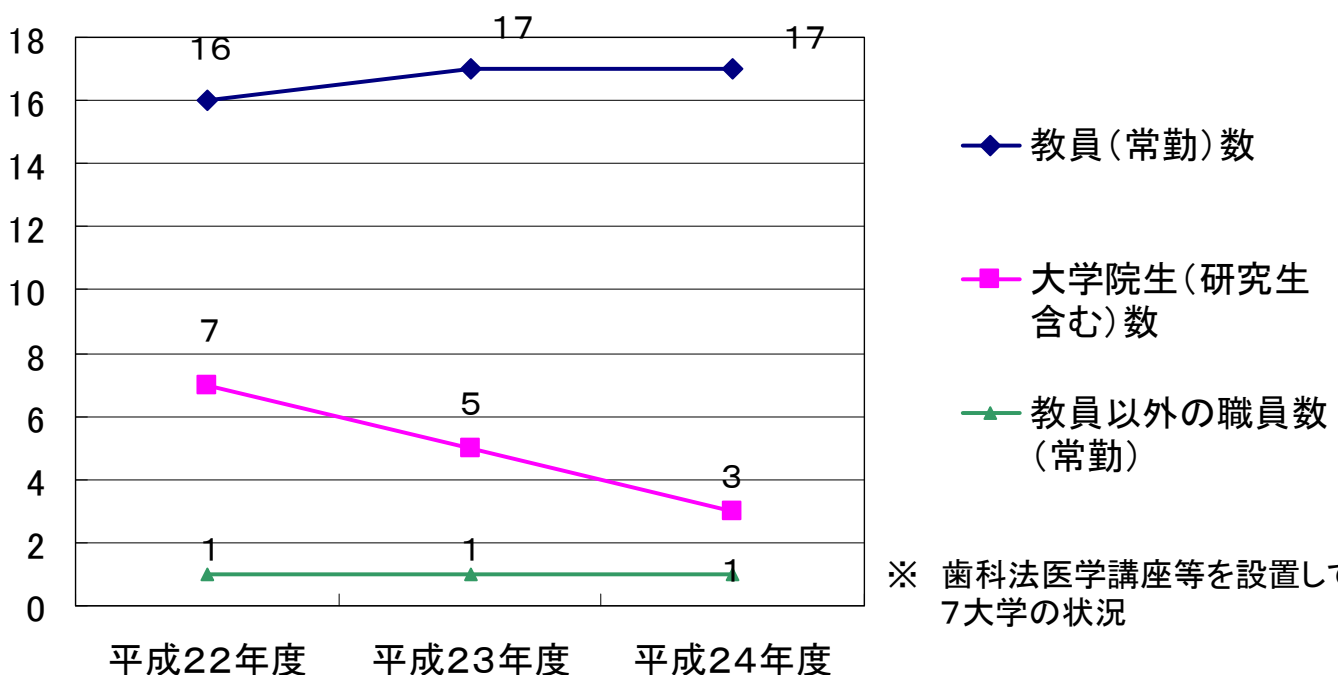
## ○歯科法医学分野において教授不在の大学一覧

No.	大学名	不在となった時期	今後の見通し (公募状況、採用予定時期)
1	東京医科歯科大学	平成14年5月	現在のところ予定なし
2	明海大学	平成15年11月1日	なし
3	鶴見大学	2004年開室当時より不在	未定

14

## 歯科法医学講座等に所属する教員等数（推移）

常勤教員数は横ばい、大学院生数は減少。



※ 歯科法医学講座等を設置している7大学の状況



## 歯科法医学講座等に所属する教員等数

H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

雇用形態 区分	教員 (非常勤を除く)			大学院生等 (研究生含む)			職員 (解剖補助員等)		
	計	歯科医師	左記 以外	計	歯科医師	左記 以外	計	常勤	非常勤
国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	17	16	1	3	3	0	1	1	0
計(A)	17	16	1	3	3	0	1	1	0
一大学当たりの 人数(A/7大学)	2.43	2.29	0.14	0.43	0.43	0.00	0.14	0.14	0.00

16

## 歯科法医学に関する講座等の教員等数

○教員(常勤)数及び大学院生(研究生含む)数

(単位:人)

雇用形態 区分	教授			准教授			講師			助教			助手			その他			計			大学院生等 (研究生含む)		
	医師	歯科医師	医師・ 歯科医師 以外	医師	歯科医師	医師・ 歯科医師 以外	医師	歯科医師	医師・ 歯科医師 以外	医師	歯科医師	医師・ 歯科医師 以外	医師	歯科医師	医師・ 歯科医師 以外	医師	歯科医師	医師・ 歯科医師 以外	医師	歯科医師	医師 以外	医師	歯科医師	医師・ 歯科医師 以外
国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	4	1	0	3	0	0	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	0	3	0
計	0	4	1	0	3	0	0	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	0	3	0
合計	5			3			5			4			0			0			17			3		

○教員以外の職員数

(単位:人)

雇用形態 区分	解剖補助員		研究補助員		その他		事務職員		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
計	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
合計	0		1		0		0		1	

H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

17

歯科法医人材養成のための特別な教育コースを設定している大学

○ 該当大学無し

卒業後一定期間の歯科法医としての従事を条件とする奨学金制度を設定している大学

○ 該当大学無し

H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

18

歯科法医学に関連するセンター等（歯科法医学教育センター等）の設置状況

No.	大学名	センター等の名称	設置年月
1	明海大学	歯科法医学センター	平成15年11月1日
2	日本歯科大学	歯科法医学センター	平成10年5月

平成24年5月 文部科学省医学教育課調べ

19

### <人材養成に関する課題>

- ◇歯科法医学を担う専任教員がいない。
- ◇医学部法医学教室との連携による教育の実施が必要。
- ◇卒業後の就職先がない。

### <身元確認に関する課題>

- ◇身元不明者の個人識別のため、デンタルチャートの記載法の統一とデータベースの構築。

参考資料

# 死因究明制度の在り方について

近年、死因不明の異常死体の増加や死因究明にかかる解剖率の低さ(平成22年11.2%→将来的には50%を目標)、**解剖を担う人材の不足**等が指摘されている。→**法医学教室の充実・強化が求められている。**

## <最近の主な動き>

OH23.4 「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」(警察庁)において、最終報告を取りまとめ

- ◆最終取りまとめ(抜粋)
  - ・都道府県ごとに法医学研究所(警察庁、厚労省)を創設するまで、当面は大学法医学教室等を法医学研究所として国が指定
  - ・現在170人程度の解剖医を増加(当面は2倍の約340人)させるために、医学部の定員枠を更に拡大することを検討

OH23.7 「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」報告書(厚生労働省)

## 死因究明等の推進に関する法律

● 平成24年6月22日 第180回通常国会にて議員立法により制定

(同法の目的)

我が国において死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることを鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進すること。

● 文部科学省に関連する項目(該当部抜粋)

### 第2章 死因究明等の推進に関する基本方針

第6条 死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- 2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備**
- 3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

# 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

- 平成24年6月22日 第180回通常国会にて議員立法により制定

(同法の目的)

警察等が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする。

- 文部科学省に関連する項目(該当部抜粋)

(人材の育成等)

第13条 政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が正確かつ適切に遂行されるよう、当該措置に係る業務に従事する警察官、海上保安官、海上保安官補、**医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、大学における法医学に係る教育及び研究の充実**、死体の検案及び解剖並びに死体の科学調査の実施体制の充実その他必要な体制の整備を図るものとする。

24

## 各大学法医学教室の状況(日本法医学会提言)

日本法医学会からの死因究明二法に関する提言(平成24年8月)【抜粋】

- 現在、法医解剖は増加の一途をたどっているが、その制度的運用は、大学の**法医学教室の献身的努力によってどうにか維持**されているのが現状である。

- ここ数年の解剖件数の急激な増加に対応した状況の改善はほとんどみられない。この結果、**大学法医学教室の負担は大幅に増大**している。そのため、多くの解剖を実施している大学法医学教室においては、**大学職員に本来求められる教育、研究、大学行政の職責を十分に果たすことが困難**な状況にある。

- 現在の状態のままでは、新法解剖を含め**これ以上の解剖及び附随する検査の増加に十分対応していくことが困難**となることが予想される。

- **大学法医学教室とは別に、死因究明を担う機関の必要性を示した「死因究明医療センター構想」のように、新法の施行にあたっては、現状を改善する新たな積極的な方策が必要不可欠**である。

25

# 医学教育モデル・コア・カリキュラム(抄)平成22年度改訂版

注)医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、医学部生が卒業時までに履修すべき学習内容を定めたもの。

## B 医学・医療と社会

### (6)死と法

#### 【一般目標】

異状死体の検案について理解する。

#### 【到達目標】

- 1)異状死について説明できる。
- 2)異状死体の取り扱いと死体検案について説明できる。
- 3)死亡診断書と死体検案書を作成できる
- 4)個人識別の方法を説明できる。
- 5)病理解剖、司法解剖、行政解剖、承諾解剖について説明できる。

26

# 歯学教育モデル・コア・カリキュラム(抄)平成22年度改訂版

注)歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、歯学部生が卒業時までに履修すべき学習内容を定めたもの。

## A-5-2)医療上の事故等への対処と予防

#### 【一般目標】

実際に医療上の事故等(インシデント(ヒヤリハット)、医療過誤等を含む)が発生した場合の対処の仕方を身につける。

#### 【到達目標】

④医療過誤に関連して歯科医師に科せられた社会的責任と罰則規定(行政処分、民事責任、刑事責任、司法解剖)の基本的事項を説明できる。

## B-2-3)歯科による個人識別 (新設)

#### 【一般目標】

歯科による個人識別の重要性を理解する。

#### 【到達目標】

- ①個人識別について説明できる。
- ②歯科による個人識別について説明できる。

27

# 医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成

平成24年度予算額 2億円(10件×2千万円)

基礎系に進学する医師(基礎系MD)は極めて少なく、基礎医学は崩壊の危機。(MD:医師免許を持つ者)

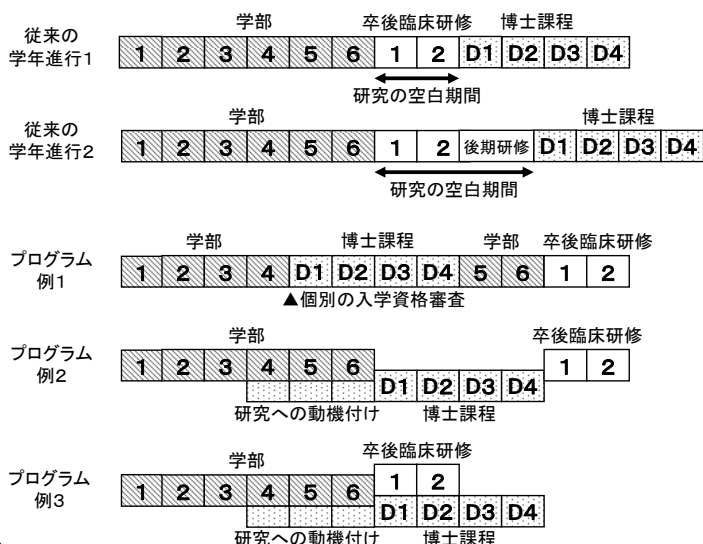
対応

魅力ある基礎研究医養成プログラム構築等の教育改革が必要

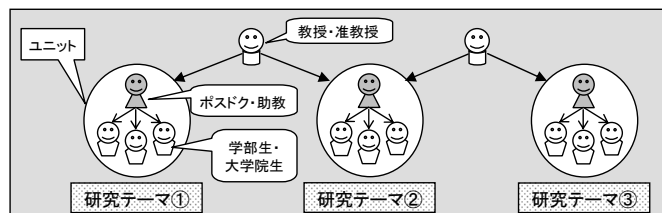
## <取組例> ※あくまでも例です。

### ① 医学生の研究マインドをシームレスに大学院につなげる教育プログラムの実施

- ◇ 研究の空白期間を作らず、学部・大学院を一貫した教育プログラムを実施
- ◇ 学部教育段階で研究室配属、大学院講義履修等、基礎研究への動機付け



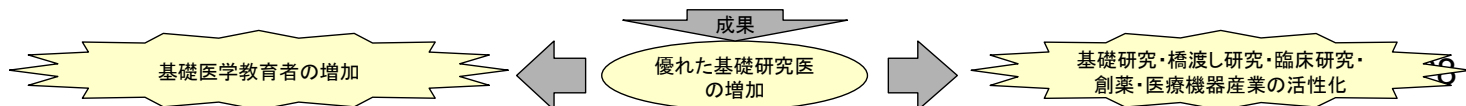
### ② ユニット型教育システムの構築



- ◇ ポストク・助教等若手研究者を雇用し、研究テーマ毎にユニットを構成し、学部生・大学院生に対するきめ細かい教育・研究指導を実施。
- ◇ ポストク等の雇用はコース修了者の受け皿となるほか研究リーダーとしての若手育成が期待でき、キャリアパスの構築に貢献。さらには、テニュアトラック制の導入を視野。

### ③ その他

- ・ 優秀な学生に対して海外の先進的な大学への短期留学による研究活動の実施によりモチベーションアップ。
- ・ 休職中の女性医師を基礎医学へ誘導するためのプログラム。
- ・ 学部在席時から学会発表や論文発表の必修化。
- ・ 入学選抜時における基礎研究志望者の確保。
- ・ 臨床系大学院との連携による基礎系への転向・回帰を誘導。
- ・ 製薬会社等民間企業との連携・協力。
- ・ 出前講義、シンポジウム等による学生や社会への基礎研究の魅力の普及啓発。



## 基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成(H24年度)

### (A) 医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成

No	大学名	区分	プログラム名称	養成する専門分野
1	東北大学	国立	世界で競い合うMD研究者育成プログラム	基礎医学及び社会医学全般
2	群馬大学	国立	卒前・卒後一貫MD-PhDコース	解剖学、生理学、生化学、薬理学、細菌・ウイルス・寄生虫学、衛生・公衆衛生学、病理学、 <b>法医学</b>
3	東京医科歯科大学	国立	シームレスな次世代研究者養成プログラム	基礎医学全般
4	山梨大学	国立	リエゾンアカデミー研究医養成プログラム	社会医学を含む基礎医学/生命科学全般
5	滋賀医科大学	国立	産学協働支援による学生主体の研究医養成	解剖学、生理学、生化学、薬理学、病理、 <b>法医学</b> 、公衆衛生学全般
6	神戸大学	国立	基礎・臨床融合による基礎医学研究医の養成	基礎医学分野全般
7	愛媛大学	国立	医学科大学院からの基礎研究医養成コース	基礎医学全般
8	熊本大学	国立	柴三郎プログラム:熊本発 基礎研究医養成	発生学、再生医学、組織・解剖学、エイズ学、ウイルス学、細菌学、免疫学、病理学、代謝・循環基礎医学、生理学、生化学、薬理学
9	札幌医科大学	公立	死後画像診断力のある死因究明医養成プラン	<b>法医学</b> 、診断病理学、放射線診断学
10	順天堂大学	私立	基礎研究医養成のための順天堂型教育改革	解剖学、生理学、生化学、細菌学、寄生虫病学、免疫学、薬理学、病理学、衛生学、公衆衛生学、 <b>法医学</b>